

○飯塚市道路採納基準

平成18年3月26日
飯塚市告示第46号
改正 H23-46

(趣旨)

第1条 この告示は、私有道路の寄附採納について適正な運用を図り、道路行政の円滑を期するため、道路の基準、保全及び管理等に関する事項を定めるものとする。

(採納基準)

第2条 採納する場合の道路は、おおむね次の基準を備えた道路とする。

(H23-46一改)

- (1) 道路の起点及び終点が、道路法(昭和27年法律第180号)第3条第2号から第4号までに規定する道路(以下「公道」という。)に連絡する道路で、家屋が3戸以上のもの
- (2) 公道と公共施設、工場団地、集落、観光施設等とを連絡する道路
- (3) 近い将来市の道路整備が予定の道路
- (4) 終点付近に転回広場が設けられている道路
- (5) 通勤、通学、買物等により地域の住民生活に密接な関係のある道路

(採納要件)

第3条 寄附の申出のあった道路用地の採納については、次の掲げる要件をすべて満たしているものについて行うものとする。

- (1) 当該用地に抵当権とその他所有権以外の権利の設定がなく所有権移転が可能であること。
- (2) 当該用地の境界が確定され、かつ、現地に境界明示杭等が設けられていること。
- (3) 寄附の申出のあった道路用地が次に掲げる事由に該当する場合は、前条の規定にかかわらず採納することができるものとする。

ア 建築基準法第42条第2項に規定する幅員4メートル未満の道路で中心後退線又は一方後退線により後退用地を伴う道路である場合

イ 公共的用地に接続する道路であって、当該道路が存する地域の土地として長年使用されており市が管理することが適切と認めた場合

(H23-46追加)

(道路の構造基準)

第4条 採納する場合の道路の構造基準は、次によるものとする。

- (1) 道路の幅員は4メートル(開渠側溝を除く。)以上とすること。
- (2) 道路の両端が公道に接続しなくても、次に該当する場合は、袋路(一端のみが公道に接続しているもの)とすることができること。

ア 道路の延長が35メートル未満のもの

イ 道路の延長が35メートル以上の場合においては終端及び35メートル以内ごとに、幅員6メートル以上の場合においては終端に、別表第1に示す転回広場を設けたもの。ただし、35メートル以上70メートル未満の道路については、市と協議の上、転回広場を設けること。

ウ 道路の交差部には、原則として別表第2による隅切りを設けること。

エ 道路の縦断勾配は、原則として9パーセント以下とし、小区間でやむを得ない場合は12パーセントまでとし、スベリ止め舗装を施工すること。ただし、交差取付部においては2.5パーセント以下の緩勾配区間を6.0メートル以上設けること。

- (3) 道路は舗装されたものとする。

道路の構造基準については、簡易舗装要綱(日本道路協会)及びアスファルト舗装要綱(日本道路協会)に準拠するものとする。ただし、最低の舗装構造は原則として、表層厚5センチメートル(密粒度アスファルトコンクリート)上層路盤厚10センチメートル(粒調碎石)、下層路盤厚15センチメートル(クラッシュラン)とすること。

- (4) 道路は側溝等の排水施設が完備され、その流末が公共の排水施設に接続するものであること。側溝の構造は、原則として落蓋式U型側溝(県規格)又は管渠型側溝(断面30cm×30cm、最小縦断勾配0.5%)とすること。

- (5) 屈曲道路及び法面、がけ等で交通の危険を伴うものについては、必要な防護施設があること。

- (6) その他の道路構造については、道路構造令(昭和45年政令第390号)及び福岡県土木構造物標準設計によること。

- (7) 道路敷内に不法占用となる物件がないこと。

- (8) 採納後、瑕疵が発生した場合は再協議すること。

(H23-46繰下)

(寄附の手続)

第5条 道路を寄附しようとする者は、次の書類を添え市長に提出して承諾を得なければならない。道路敷に抵当権その他所有権以外の権利がある場合は、これを除去しなければならない。

(H23-46一改)

- (1) 寄附採納願
- (2) 位置図
- (3) 平面図
- (4) 地籍図又は字図

(H23-46一改)

- (5) 土地登記事項証明書
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市が必要とする図面及び書類
(登記の手続)

第6条 採納が決定した場合その所有者は、速やかに次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 所有権移転登記承諾書
- (2) 寄附証書
- (3) 登記原因証明情報書
- (4) 印鑑証明書

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

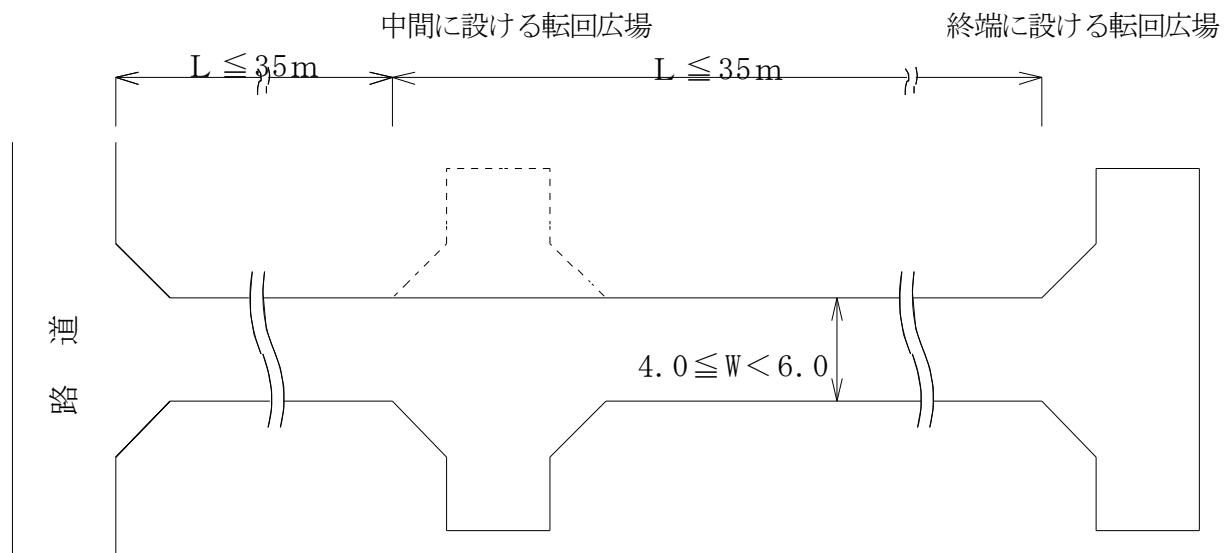
附 則(平成23年3月9日 告示第46号)

この告示は、告示の日から施行する。

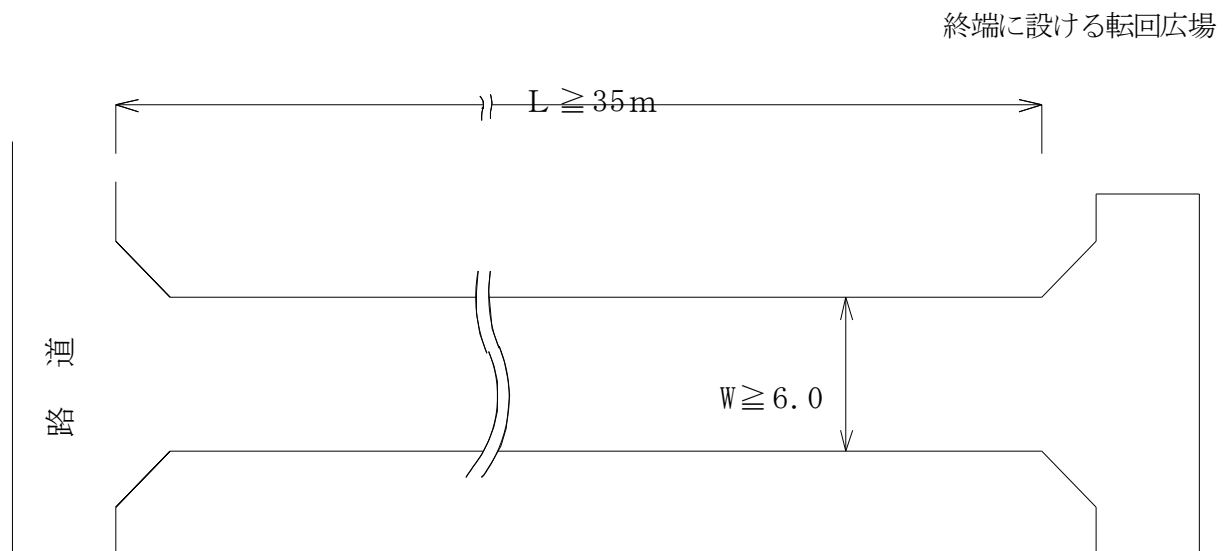
別表第1 (第4条関係)

1) 転回広場の形態

ア 幅員4.0m以上6.0m未満の場合



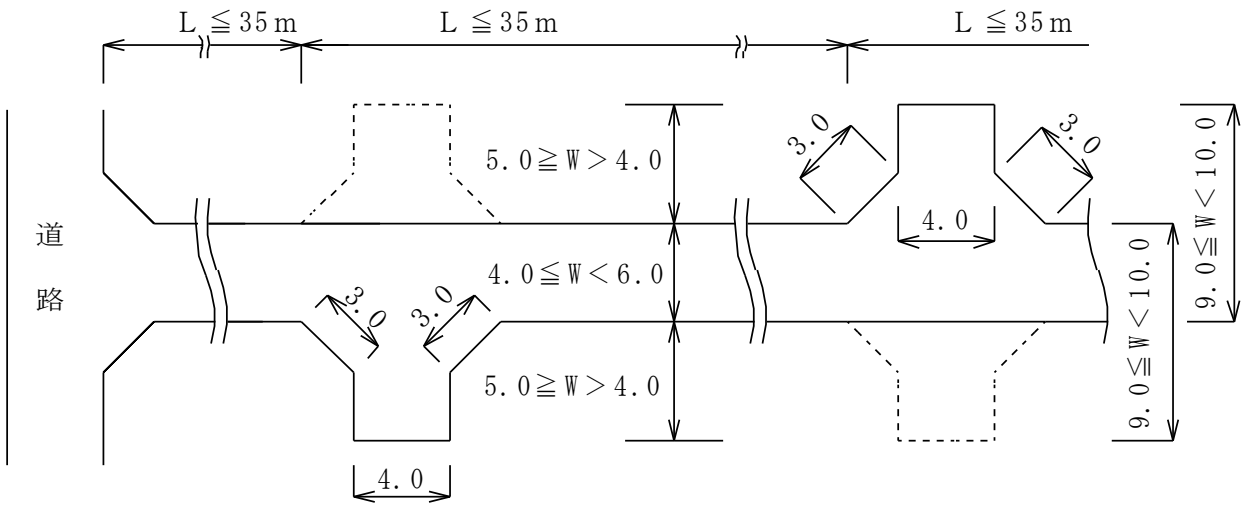
イ 幅員6.0m以上の場合



2) 転回広場の形状寸法

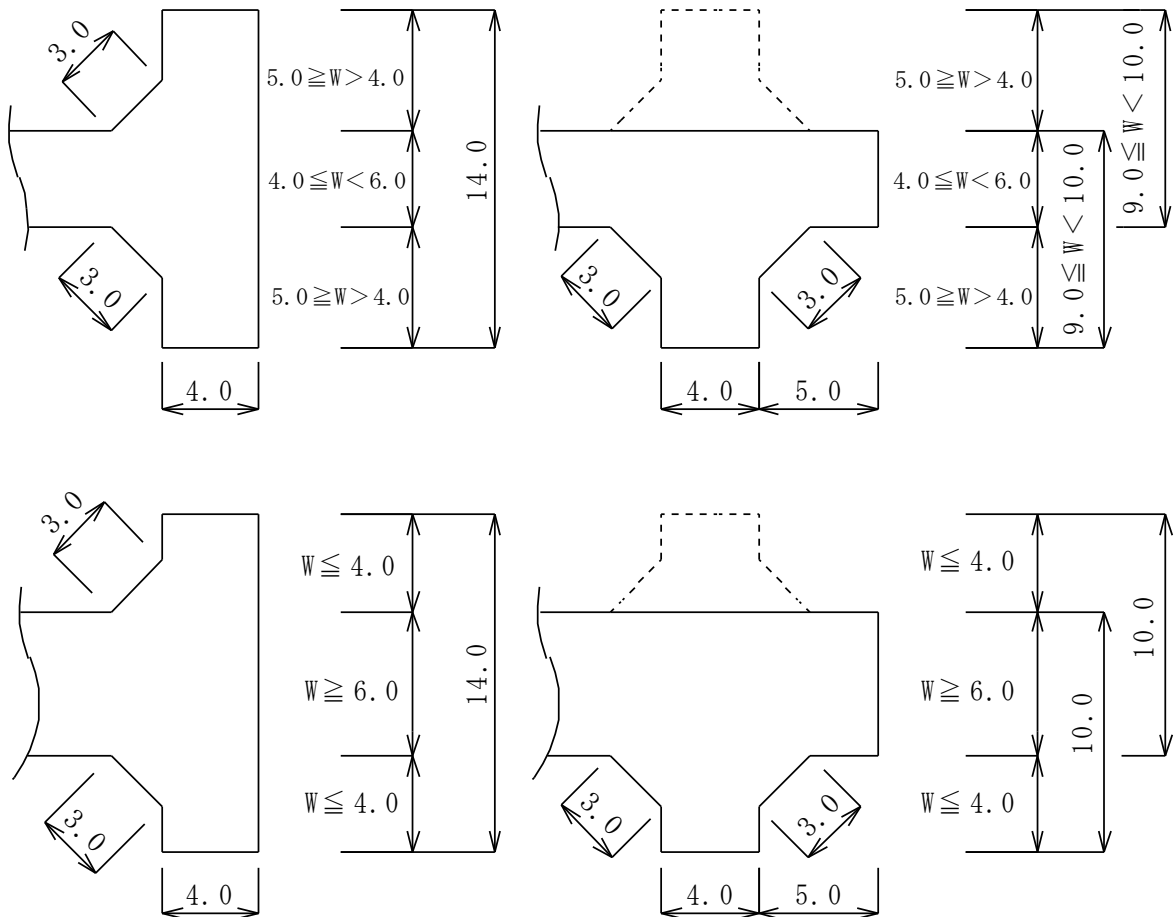
ア 中間に設ける転回広場

- 幅員4.0m以上6.0m未満



※交互又は一方その他については制限なし

イ 終点に設ける転回広場



※その他の形状については別途協議が必要

別表第2(第4条関係)

道路交差隅切り表(斜長m)

道路幅員	道路幅員		12m	9m	6m	4m
	交差角度					
4m	120度前後		3	3	3	3
	90 "		3	3	3	3
	60 "		3	3	3	3
(6.5) 6m	120 "		3	3	3	3
	90 "		3	3	3	3
	60 "		3	3	3	3
9m	120 "		4	3	3	3
	90 "		5	4	3	3
	60 "		5	5	3	3